

令和5年(2023年)8月22日
午前9時15分～午前10時00分
於：高層棟3階 災害対策本部会議室
行政経営部 企画財政室

令和5年度 第1回政策調整会議 吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する 基本方針の改定について

令和6年度(2024年度)に実施する使用料、手数料及び自己負担金(以下「使用料等」という。)の見直しに向けて、「吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を改定するものです。

1 概要

使用料等については、受益と負担の公平性確保の観点から料金設定の適正化を図るため、基本方針に沿って、原則4年ごとに見直しを行うこととしており、本来であれば、令和5年度(2023年度)が見直し時期に当たります。しかし、新型コロナウイルス感染症により公共施設の一部閉館や利用人数の制限を行っていた令和4年度(2022年度)の実績を用いて使用料を算定することは適切ではないと判断したことから、見直し時期を令和6年度(2024年度)としました。

今回、令和6年度の見直しに向けて、使用料設定の分かりやすさや施設の稼働率向上をねらいとした「施設の有効活用を促進する使用料設定等」の項目を追加するなどの基本方針の改定を行うものです。

2 改定内容 資料2

(1) 「施設の有効活用を促進する使用料設定等」の項目(以下ア～ウの3つ)を追加

ア 分かりやすく公平な使用料設定

(ア) 基本方針への追記内容

「時間当たりの使用料を示すなど、分かりやすい使用料設定を行うとともに、専用時間に応じた使用料徴収を徹底します。」

(イ) 追記の理由

1時間当たりの使用料設定とすることで、施設の利用状況に応じた枠変更の検討がしやすくなり、利用者にとっての利便性が向上するとともに、突発的な事象により清算が必要になった場合にもスムーズに対応できると考えられるため。

イ 曜日や時間帯ごとの使用料設定

(ア) 基本方針への追記内容

「市民の利用機会の拡大や、稼働率の向上に資すると判断される場合には、

曜日や時間帯により使用料に差を設けることも可能とします。」

(イ) 追記の理由

使用料設定の仕方により、利用人数及び利用希望人数の平準化が可能と考えられる施設については、曜日や時間帯ごとの使用料設定を行うことにより、利用者の利便性や施設稼働率の向上につながると考えられるため。

ウ 市外在住者の使用料設定

(ア) 基本方針への追記内容

「市内在住者の利用を優先するという観点から、市内在住者と市外在住者の使用料に差を設けることも可能とします。この場合は、市外在住者の使用料の金額が、本方針が示す方法で算出した金額（市内在住者の金額）の2倍以内となるよう設定します。」

(イ) 追記の理由

市内在住者の利用が優先され、市内在住者にとっての利便性が向上するとともに、市外在住者の利用を一定維持できた場合には、使用料収入の向上にもつながると考えられるため。

(2) 構成の見直し及び時点修正等

基本方針の構成を大幅に見直し、使用料、手数料、自己負担金に分けて示す構成にするとともに、可能な限り図や表としてまとめるなど、分かりやすく見やすい内容になるよう修正しました。

3 今後のスケジュール

(1) 令和5年度

8月下旬 基本方針の改定

9月～ 各所管において、改定後の基本方針に基づき、必要経費（公共施設予約システム改修費用等を想定）を予算要求

(2) 令和6年度

6月～ 各所管において使用料等の積算

10月中旬 政策調整会議（使用料等の改定案を決定）

11月下旬 11月定例会で使用料等の改正条例を提案

(3) 令和7年度

4月～ 改定後の使用料等での運用開始